

平成 29 年度
自 己 点 検 評 価 書

平成 30(2018)年 3 月
滋慶医療科学大学院大学

I. 序章

平成 23 (2011) 年 4 月、国内初の医療安全管理学専攻修士課程を有する「滋慶医療科学大学院大学」が開学した。医療現場等で発生する医療事故の予防や事故後の対応など、医療全般における質的向上を先導する人材の育成、医療安全管理学の研究推進とそれらの成果を通じて社会に貢献することを使命としている。この自己点検評価書は、本学の現状を評価し課題等を明らかにして、本学の機能向上を図るために、毎年度作成し公表するものである。

本学は平成 28 (2016) 年度に大学機関別認証評価を受け、公益財団法人日本高等教育評価機構より評価基準に適合しているとの評価を得た。これにより、第 2 期の新たな発展を期すこととなった。

その一つとして、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」(平成 28 年文部科学省令第 16 号、平成 29 年 4 月 1 日施行)により、大学等が自らの教育理念に基づき、育成すべき人材像を明確化した上で、それを実現するための適切な教育課程を編成し、体系的・組織的な教育活動を行うとともに、当該大学等の教育を受けるにふさわしい学生を受け入れるための入学者選抜を実施するため、全ての大学等において、その教育上の目的を踏まえて、「卒業の認定に関するポリシー (DP)」、「教育課程の編成及び実施に関するポリシー (CP)」及び「入学者の受入れに関するポリシー (AP)」(以下「3 ポリシー」)を策定し公表することが求められ、本学においても「3 ポリシー」を改定し公表した。本学の教育上の使命は、実践的な人材養成であることから、DP の要件としてコンピテンシーの修得が求められ、教育課程を新たな CP に基づき改定した。これらの変更は平成 30 (2018) 年度学生から適用される。

さらに、文部科学省職業実践力育成プログラム (BP) の認定を受けた。本学における実践的かつ専門的な教育プログラム内容が認められたものであり、厚生労働省専門実践教育訓練給付の講座にも指定され、所定の要件を満たす学生に給付金の受給資格が与えられ、社会人学生が多い本学にとっては大きな利点となる。

社会貢献に関しては、医療安全実践教育研究会や医薬品等製造実践教育研究会等の活動を継続し、一定の役割を果たした。また、本学主催のセミナーやワークショップを開催したほか、学会発表等も活発に行った。

少子超高齢社会の進展とともに、医療供給体制の変化、医療の質・安全への関心の高まりなど、本学の役割はますます高まっている。今後も自己点検・評価を行い、社会の要請に合わせてさらなる大学機能の向上に向けて努力を傾注する所存である。

II. 本章

1. 使命・目的等

【概要】

滋慶医療科学大学院大学（以下、「本学」という。）は、わが国唯一の医療安全管理学とその一分野としての医療経営管理学を教育・研究する、職種横断型の大学院大学である。

本学の使命・目的は、「『高い職能実践能力と豊かな人間性及び国際性の涵養』に基づき、人々の保健医療を守るため、高度の教育・研究を実践し、（中略）すべての人々の健康と安全を希求する精神と知力を育成すること」と学則に定められている。この使命・目的に基づき、「医療安全管理学及び医療安全管理学の領域としての医療経営管理学に関する卓越した実践能力と研究能力を持つ人材」及び「医療安全管理学領域の教育・研究体系のシステム構築を行い得るリーダーシップを持った人材」を育成している。

本学は修士課程 1 研究科の大学院大学であり、大学の使命・目的に合致した 3 つの方針を定めて、教育・研究活動を行っている。

本学の特色は以下の通りである。

【1】医療安全管理学と医療経営管理学に関わる人材養成

ヘルスケア領域の質向上と安全のための実践的人材を養成する大学院大学として、体系的な教育課程を編成し、3 つの方針を定めて公表している。アドミッションポリシーは平成 28（2016）年度に、カリキュラムポリシーとディプロマポリシーは平成 29（2017）年度に改定し、これに伴い教育課程の再編を行った。

【2】多彩な教員構成

医学、看護学、薬学、臨床工学、心理学、社会福祉学、経営学など医療安全管理学と医療経営管理学に関わる多くの専門分野の教員が、教育・研究指導に対応している。

【3】入学前から修了後まで一人ひとりの学生を支援

入試合格者にはアドバイザー教員 1 名が配置され、履修科目や修士論文研究テーマ等について支援を行っており、入学後は指導教員が多様な観点から研究指導を行う。

社会人選抜入試の制度が設けられており、3 年以上の実務経験をもつ場合は個別の出願資格審査により大学卒業者以外でも入学が可能である。

授業は平日夜間と土曜日昼間に行われており、働きながら修士の学位の取得が可能であり、長期履修制度を活用すれば修業年限分の学費負担で修了が可能である。

修了時には、診療報酬請求の医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることができる。また、看護師として所定の経験を有する場合は、公益社団法人日本看護協会の認定看護管理者認定試験の受験資格が得られる。さらに、研究生制度を利用して、論文作成などを支援している。

【4】医療安全と医療経営に関わる社会貢献活動

本学が主体となって立ち上げた「医療安全実践教育研究会」や「医薬品等製造実践教育研究会」では、学術集会や講座等を開催し、現場の実践的な人材育成を支援している。また、「医療福祉マネジメントセミナー」や「医療マネジメント・ワークショップ」等の多彩なセミナーを開催し、人材育成と情報発信を行っている。

【平成 29（2017）年度の取組み】

1) 学則変更

大学設置基準の改正（平成 28（2016）年 3 月）及び学校教育法施行規則の改正（平成 28（2016）年 3 月）を受け、本学学則を平成 29（2017）年 2 月に改定した。

2) 3つのポリシー改定

学校教育法施行規則の改正（平成 28（2016）年 3 月）を受け、本学医療管理学研究科のアドミッションポリシーを平成 28（2016）年度に改定・公表した。また、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシーを平成 29（2017）年度に改定・公表した。改定された 3 ポリシーは、次ページの通りである。

3) 教育課程の改定

本学医療管理学研究科の 3 つのポリシーの改定に伴い、教育課程の見直しを行った。改定された新教育課程は平成 30（2018）年度入学生から適用される。

4) 学長の変更

学長の任期満了に伴い、本学学長任用規則に基づき現学長の再任が決定したが、その後健康上の理由で退職することとなり、改めて規定に則り新学長が選考され、平成 30（2018）年 3 月 21 日付けで就任することとなった。

5) 社会貢献活動

本学では社会貢献活動として、医療安全実践教育研究会及び医薬品等製造実践教育研究会を設立し、医療や医薬品製造の現場での質向上と安全に関する実践教育と人材育成を行っている。医療安全実践教育研究会は平成 29（2017）年 2 月 26 日（日）に第 4 回学術集会を、平成 30（2018）年 1 月 28 日（日）に第 5 回学術集会を開催した。医薬品等製造実践教育研究会は平成 28（2017）年・29（2018）年度ともに GMP 初級講座（全 3 回）と GMP 実践講座（全 2 回）を開催した。

また、本学主催により医療福祉マネジメントセミナー及び医療マネジメント・ワークショップを開催し、各回ともに多くの参加者を得た。

各研究会、及びセミナー、ワークショップの詳細は 18～20 ページを参照。

6) 「職業実践力育成プログラム」(BP) の認定取得

本学医療管理学研究科医療安全管理学専攻は、文部科学省の平成 29（2017）年度「職業実践力育成プログラム」(BP) に申請し、認定を受けた。BP は、社会人が職業に必要な能力や知識を高めるために、実践的かつ専門的な教育プログラムであることを認定するものであり、本学における教育内容が認められたものである。この認定に伴い、厚生労働省「専門実践教育訓練給付」の講座指定を受けた。これにより、平成 30（2018）年 4 月入学生から、所定の要件を満たす学生は授業料の一部を給付金として受給することが可能となった。

滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 アドミッションポリシー

本研究科では、ヘルスケア領域への関心、および修学の基礎となるリテラシー（読解記述力）とコミュニケーション力を持ち、次のいずれかの意欲を持った人を求めます。

1. ヘルスケア領域の質・安全または経営に関する知識・技術の獲得と実践を目指す。
2. 課題を明確にし、研究的手法を用いて解決の方策を考えるとともに、その成果を社会に発信する能力の獲得を目指す。
3. 多職種連携による業務の質・安全向上のための実践と教育のリーダーを目指す。

滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 カリキュラムポリシー

本研究科では、それぞれの専門性を基盤として、学位授与の方針に掲げるコンピテンシーを修得させるため、体系的な教育課程を編成します。

必修科目は、医療管理学の基礎となるもので、分野に関わらず必ず履修する科目であり、選択科目は、分野や研究内容によって選択する科目です。また、選択必修科目は、必修科目、および選択科目で学んだ内容を活用し、実際の状況を想定して事例に取り組む演習科目として配置されています。

選択した分野の開設科目を履修しますが、視野を拡大するために他分野の開設科目の履修も推奨しています。

生涯にわたって学び続ける力、主体的に考える力を養うため、演習科目のみならず、講義科目においてもアクティブ・ラーニングを積極的に取り入れています。また、修士論文の指導は、主指導教員と副指導教員を置き、多面的に課題を捉え探求できる体制をとっています。

さらに、国内外の課題を自己の課題と関連させて考え、発信する力を養うため、関連学会や学外プログラム等への参加を推奨します。

在学中から到達目標に対する学修成果の評価を行い、人材開発力を育成します。

滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 ディプロマポリシー

本研究科では、以下の4項目についての修得を学位授与の方針とします。

1. 基盤となる専門性に加えてヘルスケア領域における質・安全の管理・経営の実践に必要な専門知識、技術、倫理性を有している。
—コンピテンシー：「知識活用力」、「質・安全へのコミットメント」、「倫理性」
2. ヘルスケア領域における質と安全に関する課題を明確にし、研究的手法を用いて課題を達成できる能力を有している。
—コンピテンシー：「課題探求力」
3. 利用者を含めた多職種連携の中でヘルスケア領域における質向上と安全を目指した活動や教育をマネジメントする力を有している。
—コンピテンシー：「人材開発力」、「資源活用力」、「連携力」
4. ヘルスケア領域における質と安全の学際的な知識を基礎に、グローバルな視点から課題を理解し、自身の主張を社会に発信する能力を有している。
—コンピテンシー：「グローバル性」

2. 学修と教授

2-1 学生の受入れ

【概要】

本学の求める人材像及び入学者受入れの方針は、アドミッションポリシーとして大学案内、募集要項、ホームページ、大学ポर्टレートに明記して周知を図っており、入試相談およびオープンキャンパスにおいても、その説明を行っている。

本学の入学者選抜試験には、一般選抜入学試験と社会人選抜入学試験がある。社会人選抜入学試験は、出願資格を満たし、かつ医療機関等における実務経験が満3年以上ある者が受験することができる。一般選抜入学試験の受験科目は小論文、英語、面接試験であるが、社会人選抜では小論文と面接を重視し、英語は試験科目に採用していない。

本学の受験資格は大学を卒業した者の他一般的な大学院修士課程の入学要件と同様であるが、アドミッションポリシーに則り、専門学校や短期大学の卒業者であっても、実務経験等を考慮し、「大学卒業と同等の能力を有すると本学が個別に認定した者」として受験資格を与えている。この個別の出願資格審査の申請には、自己推薦書、3年以上の実務経験等の証明書、資格証明書等が必要で、書類審査を経て、小論文試験と個別面接試験が行われる。審査に合格した者は社会人選抜入学試験を受験することができる。

本学は志願者の専門性や職種が広範囲に及ぶため、個別出願資格審査及び入学者選抜試験の小論文試験のテーマについては、各々の小委員会を設けて検討しており、面接試験の質疑内容についても公平性と個別適合性の実現に努力を払っている。小論文、英語、面接試験の採点は3人の採点委員によって所定の項目について客観的評価がなされ、拡大入試委員会で合議の上、可否を判定し研究科教授会に報告される。合格者に対する入学前教育としては、入学者1人に対してアドバイザー教員1人を指名し、研究指導教員が決定するまでの間の履修科目や研究テーマについて相談・指導を行う。

学生募集対策では、教職員が近畿圏の医療機関等への訪問活動を行っている。また本学主催の各種セミナーや研究会、学校法人大阪滋慶学園（以下、「本学園」という。）の「就職フェア」、各種学会等の場で認知度向上を図るとともに、ホームページの充実等を推進している。

【平成29（2017）年度の取組み】

平成28(2017)年3月の学校教育法施行規則の改正に伴って、本学では平成28(2016)年度から将来計画委員会と教務委員会、入試委員会が連携して3つのポリシーの改定作業を進めてきた。アドミッションポリシーについては3ページのように改定し、ホームページ、大学案内等において公表した。

「個別の出願資格審査及び入学者選抜試験実施要項」は毎年改定を重ねており、小論文試験や面接試験はアドミッションポリシーに沿って実施されている。

2-2 教育課程及び教授方法

【概要】

本学では学則第1条及び第2条に定められた使命・目的、教育目的と、学則第3条（教育課程の編成方針）に定められた「その教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を作成し、体系的に教育課程を編成する」という方針に基づき、医療管理学研究科医療安全管理学専攻のカリキュラムを編成している。

本学のカリキュラムポリシーは、本学ホームページ、大学案内、学生便覧、大学ポートレートに示されている。このカリキュラムポリシーに基づき、必修科目8科目、選択必修科目2科目、選択科目30科目、リメディアル科目1科目と特別演習、課題研究を開講している。開学時の教科課程と比較すると、選択科目の一部改廃、及び医療安全管理学系科目と医療経営管理学系科目の選択必修制の廃止を行っている。これは社会人学生への負担軽減と、科目選択の自由度を上げることが目的である。なお、医療安全管理学系学生には「医療安全管理学事例研究」を、医療経営管理学系学生には「医療経営管理学事例研究」を選択必修としている。

【平成 29（2017）年度の取組み】

平成 28（2016）年 3 月の学校教育法施行規則の改正並びに 3 つのポリシーに関するガイドラインの発表に基づき、本学では将来計画委員会と教務委員会、入試委員会が連携して 3 つのポリシーの改定作業を進めてきた。

平成 29（2017）年度は 3 つのポリシーの刷新を行い、ホームページ、大学ポートレート、学生便覧等において公表した（改定された 3 つのポリシーは 3～4 ページを参照）。新しいディプロマポリシーは 4 項目から構成され、各々の項目に関するコンピテンシーが明示された。これらのコンピテンシーに基づいてカリキュラムを改定し、平成 30（2018）年度入学生から適用することとなった。

また、修士学位論文の質向上を図る目的から、修了要件としての必要取得単位数を 35 単位から 30 単位に削減し、平成 30（2018）年度入学生より必修科目 8 単位、選択必修科目 1 単位以上、選択科目 11 単位以上、特別演習 2 単位、課題研究 8 単位の計 30 単位の修得で修了が可能となった。さらに、教務委員会において修士学位論文に関するルーブリック評価の導入を検討中である。

2-3 学修及び授業の支援

【概要】

本学では学生の学修及び授業への支援について、以下の対策を実施している。

入学試験合格者に対してアドバイザー教員 1 人を配置し、入学前から履修科目・指導教員に関する相談や研究課題の設定等について支援を行っている。入学後は、主・副指導教員が修士学位論文研究を複数の観点から指導しており、2 年次 7 月の中間報告会では全教員から修士学位論文研究に対する助言を得ることができる。なお、学生の修学状況に合わせて、最大 4 年まで在籍可能となる長期履修制度を設けている。

学修活動の支援では、すべての科目でオフィスアワーが設定され、修士学位論文作成における文献検索方法等に関して図書館司書が個別に指導を行っており、また統計分析等の支援を担当教員が行っている。

各学年には 2 人の専任教員（男女各 1 人）が担任となり、学生の学修面や生活面等の相談に対応している。事務窓口も多様な相談に対応しており、社会人学生の抱える多様な問題に対して多面的に支援をしている。カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等の結果は研究科教授会において情報共有され、学修支援活動につなげている。障がいをもつ学生への支援については、担当教員に対して授業に際しての配慮事項を記載した文書を配布し、教職員が連携して学生の履修を支援している。

修了生への支援として、本学を修了後も研究継続を希望する者は、選考の上研究生として活動が可能であり、指導教員のもとで論文作成等を行っている。

【平成 29（2017）年度の取組み】

平成 29（2017）年度も例年と同様に、アドバイザー教員、指導教員、担任、事務部等が連携して学生一人ひとりの学修活動を支援している。また、2 年間の修学期間を有意義に過ごせるようホームルームを適宜開催して、学生への伝達事項の周知を図るとともに、相談のしやすい環境を整備している。

カリキュラム・アンケートや学生生活満足度調査等の修学状況の調査もそれぞれ定例の時期に実施され、より良い教育・研究活動を進められるよう、環境の改善を図っている。カリキュラム・アンケート結果に対しては、平成 29（2017）年度から非常勤講師も含めた科目担当の全講師から授業改善報告書の提出を求めることになり、提出された報告書は本学ホームページの在学生ページですべて閲覧が可能である。

また、課外活動の取組みとして、患者参加の医療を実践している大阪府北部の医療機関を希望者が見学し、施設の理念・方針を聴く機会を設けた。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

【概要】

授業科目の成績評価については、学則第 8 条において、「学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに 1 年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示する」と定めている。

また、特別演習及び課題研究以外のすべての科目の成績評価基準はシラバスに明記され、学生便覧及びホームページに公表している。シラバスには、評価のポイントや授業時間外に必要な学修についても記載している。さらに、履修等に関する規程第 6 条第 3 項に「授業科目の試験は、当該授業を 3 分の 2 以上出席した学生が受けられる」と定めており、出席状況も重視している。これらの成績評価は、成績通知書として年 2 回学生に配布され、学生自身が履修状況を把握できるようにしている。

修了要件については、学則第 14 条に「研究科の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、所要の授業科目について必要な単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格すること」と定めている。また、履修等に関する規程第 12 条には「課題研究（修士論文作成）（以下「学位論文」という。）を提出しようとする学生は、1 年以上在学し、第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号に規定する単位数をすべて修得していなければならない」としている。

修士学位論文の学位審査は、「学位規程」並びに「修士学位論文の学位審査に関する指針」に基づき行っている。

以上のように、本学では単位認定や修了認定等は規程に基づき厳正に運用している。

【平成 29（2017）年度の取組み】

平成 28（2016）年 3 月の学校教育法施行規則の改正並びに 3 つのポリシーに関するガイドラインの発表に基づき、本学では将来計画委員会と教務委員会、入試委員会が連携して 3 つのポリシーの改定作業を行ってきた。

平成 29（2017）年度には、本学のディプロマポリシーを 4 ページのように改正し、すでにホームページ、学生便覧、大学ポータル等において公表している。さらに、教務委員会においては修士学位論文の質向上を目指した評価のあり方を検討中である。

また、ディプロマポリシーに基づく教育課程の見直し及び社会人学生への配慮から、修了要件としての必要修得単位数を 35 単位から 30 単位に削減することとし、平成 30（2018）年度入学生より必修科目 8 単位、選択必修科目 1 単位以上、選択科目 11 単位以上、特別演習 2 単位、課題研究 8 単位の修得で修了が可能とすることとした。

2-5 キャリアガイダンス

【概要】

平成 29 (2017) 年度まで本学の入学学生全員が社会人経験者であり、職業を持ちながら学業に取り組む者が大半である。そして、本学において医療安全管理学分野または医療経営管理学分野で学修・研究し、修士の学位取得を通して、自身のキャリア開発をすることを目的としている。

本学は、日本看護協会の認定看護管理者の受験要件にある「大学院において管理関連の修士号を取得」に該当することが認められているため、「看護師長以上で 3 年以上の管理経験」を満たしていれば、本学での学修と看護管理に関連する修士論文によって、修了後に認定看護管理者の認定審査（書類審査・筆記試験）を受けることが可能であり、合格すれば認定看護管理者の資格が認定される。認定看護管理者の取得を目指す学生に対して、試験対策の講義や学習計画の立案等のサポートを行っている。平成 29 (2017) 年度も 1 人が合格し、これまで修了生 5 人が認定看護管理者の資格を取得している。

また、本学の必修科目である「医療セーフティマネジメント学特論」(2 単位) と「医療リスクマネジメント学特論」(2 単位) の 2 科目の履修証明書を提出することで、医療機関における医療安全管理加算が適用される医療安全管理者となることができる。

その他、選択科目として「看護キャリアマネジメント論」を開講しており、キャリア開発の一助としている。

在学中より、これらの学修がキャリア開発につながることをガイダンスし、キャリアに関する相談や就職・転職を希望した場合には、担任や研究指導教員、さらに学生生活委員会が相談、支援を行っている。必要時には本学園の専門学校のキャリアセンターを利用した就職支援も実施している。

以上のように、教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制を整備している。

【平成 29 (2017) 年度の実績】

平成 29 (2017) 年度も学生のキャリアに関する相談や就職支援を随時実施し、本学園専門学校のキャリアセンターの支援を得て就職につながった事例もみられた。

また、平成 29 (2017) 年 10 月 7 日に在大学生を対象とした「第 1 回キャリアガイダンス」を学生生活委員会主催で開催した。この目的は「在校生が自身のキャリアを見つめ直し、修了後のキャリアを視野にいれた計画的な学生生活を送る」ことであり、第 1 回は本学での学修を活かして活躍している修了生 2 人が、各自のキャリア開発の実際、および学業と就業の両立にむけた工夫などについてプレゼンテーションを行った。キャリアガイダンス終了後のアンケートでは、9 割が満足したと回答し、「体験談を直接聴くことで、キャリアを積むことや自分のために継続していくことを再考する場となった」等の意見が聞かれた。平成 30 (2018) 年度も同様の内容で在大学生の参加しやすい日程で開催する予定である。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

【概要】

本学ではすべての授業科目のシラバスに、到達目標、成績評価方法・評価のポイント、授業時間外に必要な学修について明記し、学生便覧及びホームページに公表している。科目の成績評価は前期・後期終了時に学生に配布され、自身で履修状況を把握できる。

FD/SD 委員会では年 4 回授業最終週にカリキュラム・アンケートを実施し、その結果は FD/SD 委員会の審議を経て直近の研究科教授会に報告され、教職員の情報共有を図っている。アンケート結果は学生ロビー掲示板及び本学ホームページに掲示している。また、科目担当の教員に対して、当該科目の評価と学生のコメントをまとめた資料を配布し、授業改善報告書の提出を求めている。授業改善報告書は本学ホームページに掲載し、学生が閲覧できるようにしている。

学生生活委員会が実施する学生生活に関する調査及び学生生活満足度調査では、授業以外の学修時間等について調査を行っている。これらの結果は教職員間で情報共有し、学生の質問や意見に対する大学側の回答も合わせて学生ロビー掲示板に掲示している。

修了後のキャリアアップや教育目的の達成状況等について、自己点検・評価委員会を中心に修了生アンケートを実施し、状況把握に努めている。この調査結果は研究科教授会に報告され、教育・研究活動の検証のため各委員会の検討資料として活用されている。

また、FD/SD 委員会では、FD 及び SD に関する多様な研修を開催しており、教職員の技能や知識の向上に役立っている。

【平成 29（2017）年度の取組み】

平成 28（2016）～29（2017）年度に実施した FD/SD 研修は以下の通りである。

年度	日 程	テ ー マ
平成 28 (2016) 年度	4 月 13 日 (水)	新任教員の研究活動紹介
	5 月 28 日 (土)	実践的医療安全教育
	6 月 8 日 (水)	AED 講習会
	9 月 14 日 (水)	研究活動の不正防止について
	9 月 21 日 (水)	3つのポリシー（AP・CP・DP）の策定及び DP とコンピテンシーに関する研修
	1 月 11 日 (水)	アクティブラーニング事例紹介
	3 月 15 日 (水)	情報セキュリティ概論
	3 月 22 日 (水)	本学のブランディングについて
平成 29 (2017) 年度	5 月 10 日 (水)	AED 講習会
	6 月 14 日 (水)	ルーブリック評価について
	7 月 1 日 (土)	地域包括ケアにおける患者・利用者の安全のための情報共有化
	7 月 12 日 (水)	新任教員の研究活動紹介
	8 月 2 日 (水)	シラバスの作成について
	10 月 11 日 (水)	研究活動の不正防止に関する研修
	10 月 25 日 (水)	教育現場における著作権の取り扱いについて
	11 月 8 日 (水)	アクティブラーニング事例紹介
	12 月 13 日 (水)	研究指導事例紹介
1 月 10 日 (水)	(1)リサーチマップの利用について (2)障がい学生への ICT を用いた支援について	

2-7 学生サービス

【概要】

学生生活の安定をはかる支援として、修学支援、学生生活支援、経済的支援、就職支援、健康支援等について、学生生活委員会が中心となり事務部と連携して対応している。

修学支援の一環として、自習室には在学生個別に専用の机とロッカーを整備しており、校舎地下1階の学生食堂では夜間や土曜日にも軽食の提供等を行っている。

経済的な支援として、学費分納制度をはじめ、日本学生支援機構の奨学金制度とともに本学園独自の大阪滋慶奨学金制度（給付型）を設けるなど、個別支援を行っている。

修学及び学生生活に関する相談や対応は、各学年の担任（専任教員男女各1人）、入学から指導教員決定までの期間はアドバイザー（専任教員1人）、決定後は主・副の指導教員が連携して支援を行っている。学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握を目的として、年2回のアンケート調査に加え意見箱を設置している。調査結果及び意見箱への投書は学生生活委員会で対応を検討し、研究科教授会及び学生にフィードバックしている。

学生の心身の健康支援については、学内医務室を設置し、医務室担当の医師・看護師各2人を指定している。また、心理面の支援では、滋慶トータルサポートセンター（JTSC）新大阪が、個別・予約制で面談等の対応を行っている。

学生の事故等への対応として、公益財団法人日本国際教育支援協会が運営する学生教育研究災害傷害保険、および付帯賠償責任保険に全学生が加入しており、正課、通学途中の事故、研究活動に伴う学外での事案を含めた対応が可能となっている。

また、ハラスメントに対しては「ハラスメント防止規程」を定め、相談窓口として事務部及び意見箱で対応することを学生に周知している。ハラスメント防止規程は、学生便覧及びホームページにも掲載されており、教職員及び学生を対象に、ハラスメント委員会が主催する「ハラスメント研修」を定期的実施している。

【平成29（2017）年度の取組み】

学生生活の安定をはかる支援の継続した取り組みに加え、学生の意見・要望への対応として、自習室のサーキュレーター設置などの環境整備をはじめ、職場における医療安全に関する意見交換の場の設定など、多職種で学ぶ本学の特徴を活かした交流を推進している。

経済的な支援として、平成29（2017）年度は日本学生支援機構の奨学金制度で4人に奨学金が貸与され、大阪滋慶育英会奨学金では2人に奨学金が給付された。さらに、本学医療管理学研究科は平成29（2017）年度入学生は一般教育訓練給付金の対象に、さらに平成30（2018）年度入学生から専門実践教育訓練給付金の対象となった。

また、平成28（2016）年12月17日（土）及び平成29（2017）年12月9日（土）にハラスメント研修「大学におけるハラスメント防止の重要性とその方策」（講師：片山登志子弁護士）を開催した。

2-8 教員の配置・職能開発等

【概要】

本学は1研究科1専攻の修士課程のみの大学院大学で、大学院設置基準に定める必要教員数（保健衛生学関係）は、研究指導教員6人及び研究指導補助教員6人の計12人である。平成23（2011）年の開学時には研究指導教員として教授12人、准教授2人、研究指導補助教員として准教授1人の計15人が認められ、その後学年進行終了後の平成25（2013）年4月の研究科教授会における審査により、講師以上を全員研究指導教員、助教を研究指導補助教員相当として認定することが承認された。

平成29（2017）年5月1日現在の教員数は、研究指導教員16人（教授10人、准教授6人）、研究指導補助教員1人（助教1人）の計17人であり、全員が博士号を所有している。教授の数も必要研究指導教員数の3分の2以上の規定を満たしている。なお、女性教員の比率は41.2%である。

本学が教育目的とする医療安全管理学や医療経営管理学は学際領域の学問であり、医学・看護学・薬学・工学・人間科学・経営学など多様な分野の専任教員を配置している。専任教員は教育課程に定められた授業科目を担当するとともに、学生の修士学位論文指導にあたるため、特別演習と課題研究を担当している。

本学における教員の採用及び昇任については、「教員等選考基準」及び「教員等の任用及び昇任手続に関する規程」に基づいて進められる。教員の任用及び昇任においては、3人からなる審査委員会が組織され、候補者を選考して研究科教授会に報告する。なお、研究科教授会での投票は教授のみで行われる。

本学では、FD/SD委員会が学長・研究科長と連携し、教員の教育指導・研究指導等の能力向上を目的としたFD/SD研修を企画運営している。

以上のように、本学は多職種の連携に基づく医療安全管理学を教育・研究する機関であり、教育目的及び教育課程に合致した教員を配置している。また、教員の任用、昇任、評価、研修等についても、規程に則って適切に行っている。

【平成29（2017）年度の取組み】

平成28（2016）年度末に専任教員3人（教授2人、専任講師1人）が退職したが、平成29（2017）年度は地域包括ケア管理学特論並びに医療機器安全管理学の専任教員2人（教授2人）を新たに採用した。

また、文部科学省の「職業実践力育成プログラム（BP）」認定制度への申請に伴い、各授業科目を担当する実務家及び実務家教員の認定を行った。

2-9 教育環境の整備

【概要】

本学は JR 新大阪駅から徒歩 3 分と学生の通学に便利な立地にあり、平成 18 (2006) 年に竣工した制振構造の校舎である。エレベーターや障がい者用トイレ等を設置し、バリアフリーに配慮している。校舎全体のメンテナンス管理については、設備点検、清掃、廃棄物処理等の業務を業者に委託している。また、「防火・防災管理規程」や「施設管理規程」を整備し、消防避難訓練や消火訓練の実施、防災マニュアルブックの配布等により、災害時の対応について学生及び教職員に啓発している。

校舎内は全館無線 LAN が完備しており、学生や教職員がネットワークを利用して図書館が提供する電子ジャーナルや各種データベースを利用することも可能である。

図書館は平日 21 時まで、土曜日は 18 時まで開館し、専任及び非常勤の司書が学生・教員の対応を行っている。図書館では文献データベース、電子ジャーナル、蔵書検索の使い方など、学生に IT リテラシーの援助も含めた個別支援を行っている。また認定看護管理者資格の取得を目指す学生のために、最新の日本看護協会指定テキストや参考書を整備している。

図書館では、全国の病院が公開している医療事故調査報告書（平成 11 (1999) 年～平成 29 (2017) 年）を網羅的に収集し、閲覧専用資料として専用コーナーを設けて配架している。また、教員や修了生の論文執筆活動を周知するため、これらの論文をファイリングし、閲覧専用資料としている。

【平成 29 (2017) 年度の実績】

1) 図書館資料の所蔵数 (平成 30 (2018) 年 3 月 31 日現在)

図書の冊数 (冊)	学術雑誌 (種)		電子ジャーナル (種)
	国内誌	外国誌	
9,714	422	193	9,027

※図書受入冊数：平成 28 (2016) 年度 1,257 冊 (うち医療安全分野 232 冊)
平成 29 (2017) 年度 317 冊 (うち医療安全分野 32 冊)

2) データベース・電子ジャーナルリスト

データベース名 (同時アクセス数)	医中誌 web (2)、JDreamIII (10)、メディカルオンライン (無制限)、最新看護索引 web (1)、MEDLINE with Full Text (無制限)、CINAHL Complete (1)、PsycINFO (無制限)、ERIC (無制限)
ジャーナル名 (誌数)	メディカルファインダー (8)、JSTOR Collection I, IV, LifeSciences (580)、SpringerLink (1600)、Taylor&Francis Online (1900)、Sage Premier (750)、Wiley Online Library (25)

3. 経営・管理と財務

【概要】

本学の経営と運営は、寄附行為等の学校法人の諸規程、並びに学則等の大学の諸規程に基づき行われている。

本学園の運営方針は理事会と評議員会で審議されており、理事会は年3回の定例理事会（予算承認理事会、決算承認理事会、秋季開催理事会）の他、必要に応じて臨時理事会が開催される。評議員会は理事会に先立ち同日開催されている。

監事は法人及び大学の業務及び会計に関して監査を行い、その結果を理事会及び評議員会で報告している。会計については会計監査人（公認会計士）による監査が行われている。内部監査室は、会計処理やコンプライアンスなどについて内部監査を行っている。監査で指摘された事項については研究科教授会等にも報告され、改善を図っている。

教学運営に関する事項は研究科教授会において審議され、最終的に学長が決定する。研究科教授会は、学長、副学長（現在は欠員）、研究科長、専任教員（教授、准教授、専任講師、助教）が構成員であり、事務部長及び事務部員が陪席する。研究科教授会は、学長が招集し議長となり、教育課程、学生の入学・学位授与等、教学に関する重要事項を審議しており、月1回（原則第2水曜日）学内公開で開催されている。研究科教授会の下には各種委員会が置かれ、学内の諸活動の企画運営を行っている。

教学部門と法人理事会が意見交換する場として、大学院大学運営会議が設置されている。この会議では学長が議長となり、常務理事、研究科長、図書館長、学長の指名した教員1人、及び事務部長が出席している。

事務部は、教務、学生、入試・広報、図書、経理、総務と職務分掌に応じて業務を行っており、また各委員会に正規委員として出席している。式典運営や行政機関への届出、防災管理など業務の一部は法人事務局と連携して運営している。

本学に関わる教育情報、各種規程等はホームページ等において公表している。財務諸表は本学園のホームページに公表されており、資金収支計算書、消費収支計算書等がホームページ上で閲覧可能である。

本学園の財務運営方針として、「安定した財務基盤の維持・確立」「必要な財源の確保」を掲げている。安定した財務基盤には学生生徒等納付金収入の確保が重要であり、本学園全体として安定した学生生徒等納付金収入が得られている。

外部資金については、科学研究費補助金（科研費）、日本医療研究開発機構助成金（AMED）、日本私立学校振興・共済事業団の受配者指定寄付金などを獲得し、学内の研究活動に活用されている。

【平成 29（2017）年度の取組み】

1) 理事会・評議員会の開催状況

平成 28（2016）・29（2017）年度理事会・評議員会の開催状況は以下の通りである。

年 度	会議種別	日 程
平成 28 (2016) 年度	理 事 会	5 月 27 日、11 月 28 日、平成 29 年 3 月 8 日
	評議員会	5 月 27 日、11 月 28 日、平成 29 年 3 月 8 日
平成 29 (2017) 年度	理 事 会	5 月 29 日、8 月 23 日、11 月 27 日、平成 30（2018）年 3 月 12 日
	評議員会	5 月 29 日、11 月 27 日、平成 30（2018）年 3 月 12 日

2) 監査（監事監査、会計監査、内部監査）

平成 28（2016）・29（2017）年度における監査実施の日程は以下の通りである。

年 度	監査種別	日 程
平成 28 (2016) 年度	監事監査	4 月 28 日、5 月 18 日、10 月 12 日
	会計監査	平成 27（2015）年 7 月～平成 28（2016）年 6 月
	内部監査	平成 29（2017）年 3 月 23 日～24 日、30 日～31 日
平成 29 (2017) 年度	監事監査	5 月 8 日、5 月 18 日
	会計監査	平成 28（2016）年 7 月～平成 29（2017）年 6 月
	内部監査	平成 30（2018）年 3 月 20 日、23 日、27 日、29 日

3) 学内コンプライアンス研修実施状況

平成 28(2016)年度は FD/SD 研修を計 8 回とハラスメント研修を 1 回開催した。
平成 29（2017）年度は FD/SD 研修を計 10 回、ハラスメント研修を 1 回開催した。詳細は、10 ページを参照のこと。

4) 学長の変更

本学学長任用規則に基づき、平成 29（2017）年 8 月に任期満了に伴う学長の改選を行い現学長が再任された（再任の任期は 2 年間）が、体調不良により退職することとなり、平成 30（2018）年 3 月 21 日付で新学長が就任することとなった。

5) 外部資金の状況

平成 28（2016）・29（2017）年度の外部資金の獲得状況は以下の通りである。

年 度	科研費獲得件数		科研費 総 数	その他の 外部資金	外部資金 総額 (※)	備 考
	研究代表者	研究分担者				
平成 28 (2016) 年度	6 (3)	2 (0)	8 (3)	0	千円 11,701	
平成 29 (2017) 年度	6 (0)	2 (0)	8 (0)	3	千円 7,785	AMED (1)、受配 者指定寄付金 (2)

※ 総額には科研費及び AMED の間接経費を含む。表中の () 内は新規採択数を示す。

4. 自己点検・評価

【概要】

本学では、学則並びに自己点検・評価委員会規程に基づき、大学全体の自己点検・評価を行い、自己点検・評価を行う体制や点検の周期について適切に運用している。

自己点検・評価の基礎となるデータや資料は、各委員会や事務部、法人事務局などがそれぞれ役割を分担して所管し、収集・分析・保管している。これらのデータ・資料は客観性、透明性の高いものであり、エビデンスとして信頼されるものである。これらの資料は学内共有サイトで情報共有され、また作成された自己点検評価書は冊子等によって社会に公表している。さらに自己点検・評価に基づくPDCAサイクルを構築し、大学運営の改善に活用している。

本学は、医療安全管理学という学際領域の教育・研究機関であり、新しい学問体系を構築していくことが本学の使命の一つである。その意味でも定期的な自己点検・評価は非常に重要であり、今後も継続して改善のための努力を行うものである。また、自己点検・評価は、内部質保証の一つの手段であり、点検・評価結果を内部質向上のための改善へとつなげることが重要である。そのためには大学運営のあらゆる場面でPDCAサイクルを機能させることが必要であり、継続的な努力を続けている。

【平成 29（2017）年度の取組み】

本学では、平成 28（2016）年度公益財団法人日本高等教育評価機構の認証評価受審に当たり、平成 28（2016）年 6 月に自己点検評価書を提出し、9 月に書面質問に対する回答書を提出するとともに、10 月下旬には実地調査に対応した。その後、機構からの評価案に対し最終的な回答を行い、平成 29（2017）年 3 月に日本高等教育評価機構の評価基準を満たしているとの判定を受理した。参考意見等で指摘された事項については、引き続き改善に取り組んでいる。

3 つのポリシーについては、平成 28（2016）年度にアドミッションポリシーを、平成 29（2017）年度にカリキュラムポリシーとディプロマポリシーを改定、公表した。これに関連して、将来計画委員会と教務委員会との連携により、ディプロマポリシーとその構成要素であるコンピテンシーに基づき教育課程の再編を行い、平成 30（2018）年度入学生より適用される。各授業科目では、双方向授業等の実践的な授業の方法を積極的に取り入れることとしている。

平成 29（2017）年度の取組みとして、「平成 29（2017）年度自己点検評価書」を作成した。内容については各委員会が分担して執筆し、自己点検・評価委員会で全体をまとめた。この自己点検評価書は、平成 30（2018）年 3 月に開催された本学「大学関係者評価委員会」において、平成 29（2017）年度の大学の活動・運営及び教育課程について学外委員も含めた評価が行われた。

修了生からの評価については、平成 27（2015）年度に実施した修了生アンケート結果を各委員会に配布して教学運営の改善に活用することを促した。

教員の研究業績の収集については、自己点検・評価委員会と広報・情報委員会が連携して、国立情報学研究所のリサーチマップを活用した情報収集に取り組んでいる。

自己点検・評価委員会では、本学の今後の方向性を示した中期計画の実践、及び将来計

画委員会の活動の活性化を平成 29（2017）年度に学長に答申した。

また、平成 29（2017）年度に新たに発足した研究委員会では、本学の研究ブランディングの方針を検討し、「ビッグデータを用いた医療安全に関する情報学的研究」と「医療安全の国際的研究」を 2 つの柱として活動を開始した。また、産学の共同研究についてもフローを構築し、産業界へのアプローチを行っている。

社会貢献、研究活動としては、医療安全実践教育研究会をはじめ医薬品等製造実践教育研究会や各種セミナーを主体的に実施し、医療の安全に関わる人材育成に取り組んでいる。また、医療の質・安全学会等の関連諸学会において教員や修了生等が多くの研究発表を行うとともに、国際看護研究学会（INRC2017）において本学関係者 4 人が発表するなど、国際交流への基盤整備を進めている。

このように、本学では平成 28（2016）年度に受審した大学機関別認証評価も活用して、教育・研究活動及び大学運営において PDCA サイクルが順調に進行中である。

5. 社会連携と研究活動

【概要】

本学は、医療安全管理学の修士課程を有するわが国初・唯一の大学院大学であり、医療安全の実践的リーダーとなる人材の育成が本学の使命である。一方、1 学年 24 人の修士課程教育だけでこの重要課題を解決することは困難であるため、現場の医療職者等と連携し、それらの人々への情報発信や研究の場の提供なども並行して活動してきた。

その一環として、「医療安全実践教育研究会」を設立し、年 1 回の学術集会や緊急セミナーを開催するとともに、医療機関における医療安全教育の実態調査を行い、その結果を公表してきた。これらの活動は、患者・利用者の安全・安心という医療安全の最大の目的達成に合致するものであり、本学の使命・目的そのものであると考えられる。また、医薬品製造における安全管理に関わる質向上を目的として「医薬品等製造実践教育研究会」を立上げ、製薬企業等の人材育成を支援している。

さらに、一般社団法人医療の質・安全学会というわが国で最初に設立された医療安全関連の学会においても学会運営の一翼を担い、多くの研究発表を行って、学会活動に貢献している。

【平成 29（2017）年度の取組み】

本学では、各種団体・組織との連携事業を通じて、医療機関、企業・団体、地域、経営者のレベルアップを目的としたネットワーク化を進めており、地域の振興・推進に協力すべく、本学の研究・教育の取り組みを社会へ貢献・還元するための事業を展開している。

1) 連携協力協定締結

連携協力協定締結機関	社会医療法人 祐生会 みどりヶ丘病院	(平成 29 (2017) 年 10 月 13 日締結)
	医療法人社団 慶生会	(平成 29 (2017) 年 10 月 16 日締結)
	株式会社 ユー・ユー・ユー	(平成 29 (2017) 年 9 月 1 日締結)

2) 人材育成・教育研究事業

医薬品等製造実践教育セミナー『GMP 初級講座 2017』	
会場	滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室
日時・内容	<p>【第 1 回】 平成 29 (2017) 年 5 月 19 日 (金) 10:00~17:30 GMP の基本原則 (歴史、必要性、PIC/S)、GMP・GOP 省令と法規制 (PIC/SGMP を含む)、GMP 文章 (目的、体系、文書作成・管理)、GMP 組織と責任体制、医療現場の医薬品安全管理 (1) など</p> <p>【第 2 回】 平成 29 (2017) 年 6 月 16 日 (金) 10:00~18:00 衛生管理・微生物管理、基準書・手順書・製品標準書、製造管理、品質管理と品質保証、出荷管理 (最終製品保証)、ヒューマンエラー防止、医療現場の医薬品安全管理 (2) など</p> <p>【第 3 回】 平成 29 (2017) 年 7 月 21 日 (金) 10:00~18:00 適格性評価・バリデーション、設備の整理・保守点検、逸脱・変更管理、品質情報 (苦情) ・回収管理、自己点検、GMP 適合性調査 (査察)、医療現場の医薬品安全管理 (3) など</p>

滋慶医療科学大学院大学

医薬品等製造実践教育セミナー『GMP 実践講座 2017』	
会場	滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室
日時・内容	<p>【第1回】 平成 29 (2017) 年 10 月 20 日 (金) 10:00~17:30</p> <p>1.微生物管理 (初級~中級編) 講師:河田茂雄 (元 NPO-QA センター相談役)</p> <p>2.医薬品工場におけるリスクアセスメントとリスクマネジメント 講師:人見英明 (合開会社ヒトミライフサイエンス研究所代表)</p> <p>3.簡潔、分かり易い GMP 文書作成・記録書作成のポイント 講師:植木章二 (元シオノギ製薬株)</p> <p>4.無菌剤の製造管理 講師:中山昭一 (NPO-QA センター理事)</p> <p>【第2回】 平成 29 (2017) 年 11 月 17 日 (金) 10:00~17:30</p> <p>1.変更・逸脱管理の解説 (初級~中級) 講師:河田茂雄 (元 NPO-QA センター相談役)</p> <p>2.薬機法と医療機器 (QMS) 解説 講師:河田茂雄 (元 NPO-QA センター相談役)</p> <p>3.GMP 適合調査の指摘事例 講師:植木章二 (元シオノギ製薬株)</p> <p>4.バリデーション・適格性評価について 講師:中山昭一 (NPO-QA センター理事)</p>

医療マネジメント・ワークショップ	
会場	滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室
日時・内容	<p>【第1回】 平成 29 (2017) 年 9 月 10 日 (日) 10:30~16:30</p> <p>テーマ:地域医療構想、地域包括ケアを踏まえた課題発見・目標設定のための病院経営分析 講師:山田 康夫 (東京医療経営総合研究所 代表、 公益社団法人 医療・病院管理研究協会 監事) 講師:宇田 淳 (滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 教授)</p> <p>【第2回】 平成 29 (2017) 年 10 月 15 日 (日) 10:30~16:30</p> <p>テーマ:セルフケアのためのメンタルヘルス~ストレスと上手につき合う・「強み」を活かす~ 講師:土井 晶子 (神戸学院大学 人文学部人間心理学科 教授、臨床心理士) 講師:笠原 聡子 (滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 准教授)</p> <p>【第3回】 平成 29 (2017) 年 11 月 12 日 (日) 10:30~16:30</p> <p>テーマ:ひとを動かす交渉マネジメント 講師:秋沢 伸哉 (滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 客員教授) 講師:石松 一真 (滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 准教授)</p>

医療 ICT セミナー	
会場	滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室
日時・内容	<p>平成 29 (2017) 年 12 月 10 日 (日) 10:30~15:30</p> <p>1.「医療機関において電波を安心・安全に使用するために~総務省の取組を中心に~」 加納 隆 (滋慶医療科学大学院大学 医療管理学研究科 教授)</p> <p>2.「医用テレメータのチャンネル管理の問題点 ~臨床工学技士の立場から~」 山口 智 (大阪医科大学附属病院 臨床工学室)</p> <p>3..生命維持装置の遠隔一元監視システム~IoT ゲートウェイによる機器情報の標準化~」 高沢 直人、高木 洋典 (株日立システムズ 研究開発本部)</p>

滋慶医療科学大学院大学

医療・福祉マネジメントセミナー	
会場	滋慶医療科学大学院大学 視聴覚大講義室
日時・内容	<p>【第1回】 平成 29 (2017) 年 9 月 23 日(土) 14:00～16:00 テーマ：事例から学ぶ施設管理者の事故対応～事例に基づくリスクマネジメント～ 講師：山田 滋 (株式会社安全な介護 代表)</p> <p>【第2回】 平成 29 (2017) 年 10 月 28 日(土) 14:00～16:00 テーマ：ナイチンゲールに学ぶ看護管理者のマネジメント～看護の本質を土台として～ 講師：金井 一薫 (ナイチンゲール看護研究所 所長、 徳島文理大学大学院看護学研究科 教授)</p> <p>【第3回】 平成 29 (2017) 年 11 月 25 日(土) 14:00～16:00 テーマ：医療の質改善は経営改善に貢献できるか～質改善入門～ 講師：森 一樹 (独立行政法人京都市立病院機構 京都市立病院 副院長)</p> <p>【第4回】 平成 29 (2017) 年 12 月 3 日(日) 14:00～16:00 テーマ：病院における組織的改善～QMS アプローチ～ 講師：棟近 雅彦 (早稲田大学創造理工学部経営システム工学科 教授、 早稲田大学大学院創造理工学研究科経営デザイン専攻 教授)</p> <p>【第5回】 平成 30 (2018) 年 1 月 20 日(土) 14:00～16:00 テーマ：地域包括ケアにおける看護の役割 講師：大島 敏子 (フリージアナースの会 会長、 元・神戸大学医学部附属病院 看護部長)</p> <p>【第6回】 平成 30 (2018) 年 3 月 3 日(土) 14:00～16:00 テーマ：平成 30 年度診療報酬・介護報酬ダブル改定の重要ポイントと展望 講師：石田 昌宏 (参議院議員、元・日本看護連盟常任幹事・幹事長)</p>

医療安全実践教育研究会 第5回学術集会	
会場	大阪大学中之島センター 佐治敬三メモリアルホール
日時・内容	<p>平成 30 (2018) 年 1 月 28 日 (日) 10:00～16:50 テーマ：地域包括ケアシステムの構築－システム学的アプローチ－ 大会長講演：地域包括ケア時代のマネジメントと ICT 化 宇田 淳 (滋慶医療科学大学院大学 教授)</p> <p>特別講演Ⅰ：地域包括ケアシステムの看護機能の役割強化 講師：高橋 弘枝 (大阪府看護協会 会長)</p> <p>ランチョンセミナー (星光ビル管理株式会社)：病院経営を支えるベッドコントロール術 講師：御手洗 洋一 (ニッセイ情報テクノロジー(株))</p> <p>一般演題発表 「へき地における地域包括ケアシステムの実状」 演者：服部 建大 (広島国際大学) 「地域医療構想で変わる診療情報管理」 演者：島田 裕子 (独立行政法人国立病院機構 大阪南医療センター)</p> <p>特別講演Ⅱ：地域包括ケアシステム構築のためのマネジメント戦略 講師：筒井 孝子 (兵庫県立大学大学院 教授)</p>

	<p>シンポジウム：地域包括ケアシステムにおけるサービス提供体制の連携・統合のあり方</p> <p>シンポジスト</p> <p>「シームレスな地域医療連携の実現を目指した自治体病院の取り組み」 野中 時代（桑名市総合医療センター 理事・総括看護部長）</p> <p>「利用者・家族様が安心して利用できる訪問介護を目指して」 岡崎 美樹（指定居宅介護支援・訪問介護事業所 ユニットケアサービス）</p> <p>『『住み慣れた場所でおくる療養生活』を支援する医療・介護連携』 佐能 孝（在宅療養支援診療所 ハーヴィスクリニック 院長）</p> <p>「ICTによる生産性の向上と組織ネットワークの構築」 香取 幹（株式会社やさしい手 代表取締役社長、日本在宅介護協会 常任理事）</p>
--	---